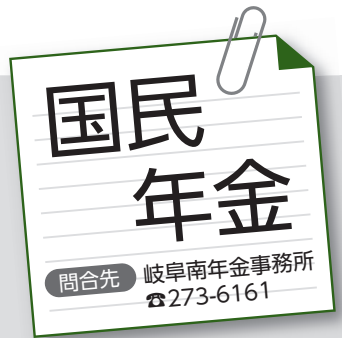


国民年金保険料を免除する制度があります

国民年金は、20歳から60歳までの40年間、保険料の納付が必要ですが、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される保険料免除制度があります。

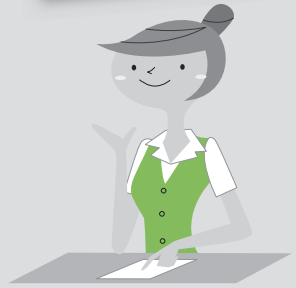


○免除制度の種類

- ・「全額免除制度」→保険料の全額が免除
- ・「4分の1納付制度」→保険料の4分の1を納付（残り4分の3が免除）
- ・「半額免除制度」→保険料の2分の1を納付（残り2分の1が免除）
- ・「4分の3納付制度」→保険料の4分の3を納付（残り4分の1が免除）

※この制度をご利用いただく場合は、本人、配偶者、世帯主の前年の所得が、それぞれ一定の基準以下であることが条件となります。

また一部納付制度は、納付すべき一部保険料が未納となった場合に、一部免除が無効となり、老齢基礎年金の額に反映されず、障がいや死亡といった不慮の事態が生じたとき、年金を受け取ることができなくなることがありますので、必ず一部保険料を納付していただく必要があります。



○保険料の追納

免除や猶予された保険料については、将来受け取る年金額が少なくならないよう、10年以内であれば後から保険料を納付することができます。この場合、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に納付する場合は、経過した年数に応じて加算額が上乘せされますので、早めの追納をお勧めします。

申請手続きは、年金手帳・印鑑をお持ちになり住民課で行ってください。



夏を楽しく過ごすために

初夏の訪れとともに、家族や友人などとプールや川・海など水辺で遊ぶ機会も多くなり、それに伴う水難事故の発生も多くなります。

そこで、家族や友人などと夏を楽しく過ごすために水辺で遊ぶ時は次のことに注意しましょう。

1. プールや川・海に遊びに行く前に

- ・必ず家族や知人に行くことを伝える。
- ・子どもだけや、一人で行かないようにする。
- ・川の場合は、急な雨で増水することもあるので事前に天気や川の情報を把握しておく。

2. プールや川・海に着いたら

- ・水の中にいきなり入ることは避け、準備運動をする。

- ・川や海では、流れの速い場所や急に深くなる場所があるので注意する。
- ・川では、増水したら中州に取り残される可能性があるため、中州には行かないようにする。
- ・遊泳禁止の場所では泳がない。
- ・自分の泳ぐ力を過信しすぎない。
- ・飲酒後は、正常な判断ができなくなるため、泳がない。
- ・絶対に子どもから目を離さない。

3. もしも事故が起きてしまったら

- ・溺れている人を見かけたら大声で助けを呼ぶ。
- ・水の中に飛び込まずに、長い棒をさしのべたり、何か浮かぶ物（ペットボトルなど）を投げ渡す。

